

委員会提出議案第1号

寒川町議会委員会条例の一部改正について

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月25日提出

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤正憲

提案理由

茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴い、条文の整備を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和 41 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表の総務常任委員会の項中

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項 |
| 2 | 会計課の所管に関する事項 |
| 3 | 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 |
| 4 | 選挙管理委員会の所管に関する事項 |
| 5 | 監査委員の所管に関する事項 |
| 6 | 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 |
| 7 | その他、他の常任委員会の所管に属さない事項 |

を

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項 |
| 2 | 会計課の所管に関する事項 |
| 3 | 選挙管理委員会の所管に関する事項 |
| 4 | 監査委員の所管に関する事項 |
| 5 | 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 |
| 6 | その他、他の常任委員会の所管に属さない事項 |

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町議会委員会条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数
総務常任委員会	1 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項	10人	総務常任委員会	1 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項	10人
	2 会計課の所管に関する事項			2 会計課の所管に関する事項	
	3 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項			3 選挙管理委員会の所管に関する事項	
	4 選挙管理委員会の所管に関する事項			4 監査委員の所管に関する事項	
	5 監査委員の所管に関する事項			5 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項	
	6 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項			6 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項	
	7 その他、他の常任委員会の所管に属さない事項				
(略)			(略)		
～略～			～略～		
			<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>		